

(2)防災関係について

平成24年度の防災関係の事業について、次のとおり計画しておりますのでご協力をお願いします。

詳細については、次頁より説明資料を添付しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

【説明資料目次】

- ① 発電機の貸し出しについて … 53頁
- ② 火災警報器の取付けについて … 54頁
- ③ 避難所の見直しについて … 55頁

① 発電機の貸し出しについて

町では、昨年度災害時の照明の確保等を目的に、発電機及び投光器の購入を行いました。購入した、発電機等について、集落行事等で利用される場合に貸し出しを行う予定にしています。(詳細が決まりましたら、町報等でお知らせします。)

1. 貸し出しについて(案)

○貸し出し対象

- ・自治会等の公共的団体(伯耆町内に限る)
- ・個人及び個人的団体への貸し出しは行いません。

○利用方法

- ・申請書の提出
- ・受取、返却は本庁舎
- ・貸出期間は、利用日の前々日から翌々日まで
- ・利用料は無料です
- ・燃料については各自ご準備ください

2. 貸し出し物品の規格等

○発電機

(交流)定格出力:0.9KVA 定格電圧 100V 定格電流:9A

(直流)定格電圧:12V 定格電流:8A

使用燃料:自動車用レギュラーガソリン

○投光器(三脚付)

出力:500W(×2灯)ハロゲンライト

高さ:1~2.1m

【問い合わせ先】

総務課 担当:野口

電話:68-3111 FAX:68-3866

② 火災警報器の取付けについて

平成23年6月1日から、すべての住宅で火災警報器の設置が義務付けられましたが、一部設置を含めても、伯耆町内の設置率は約67%にとどまっています。そのため、各集落の寄合等で再度声かけをお願いします。

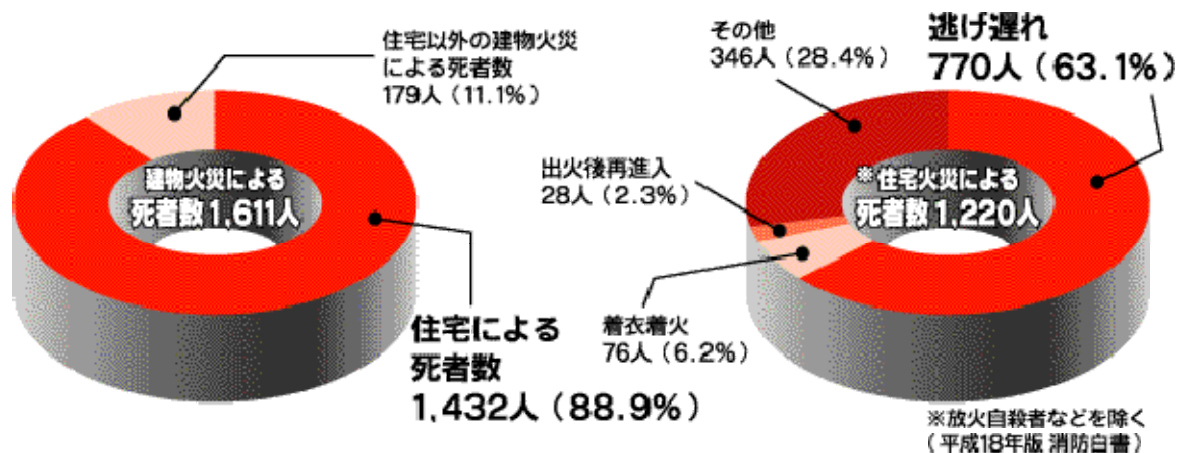
【設置が必要な場所】

寝室及び階段(2階以上に寝室がある場合に設置が必要です。)

【なぜ火災警報器の設置が必要なのか？】

住宅火災の死亡原因の6割以上が、逃げ遅れによるものです。特に就寝時には、火災に気づくのが遅くなるケースが多いためです。

●「住宅火災による死者数」は、建物火災による死者数の約9割に及びます。 ●「住宅火災による死者」の約6割以上が逃げ遅れによるものです。



米子消防署では共同購入の斡旋と、取付けが困難な世帯については、取付けも行っていますので、希望等ありましたらご連絡ください。

【問い合わせ先】

総務課 担当:野口

電話:68-3111 FAX:68-3866

③ 避難所の見直しについて

昨年発生した東日本大震災や12号台風被害をうけて、現在、防災計画の見直しを進めておりますが、その中でも重要な案件として「避難所の見直し」を計画しております。この見直しにあたり、避難所(集落公民館等)の施設状況調査等をお願いすることになります。

詳細については、下記日程により説明会を行いますので、ご出席いただきますよう、よろしく申し上げます。

《説明会日程》

地区	日時	会場
八郷地区	平成 24 年 5 月 8 日(火) 19:30	農村環境改善センター
大幡地区		
幡郷地区		
溝口地区	平成 24 年 5 月 10 日(木) 19:30	溝口公民館
二部地区	平成 24 年 5 月 15 日(火) 19:30	二部公民館
日光地区	平成 24 年 5 月 17 日(木) 19:30	日光公民館

◇説明会日程については、改めてご案内いたします。

◇ご都合がつかない場合は、別の地区の説明会にご出席いただいても構いません。
(事前に担当までご連絡ください)

【お問い合わせ先】

伯耆町総務課総務室 本庄

電話:0859-68-3111

ファクシミリ:0859-68-3866